

## 似て非なるもの 新株予約権の不思議

**新** 株予約権という言葉で連想するのは、少し前まではストックオプションでした。役員等に付与された税制非適格ストックオプションの行使により受ける経済的利益が給与所得か、一時所得かで争われていた税務訴訟が最高裁の最終判決により給与所得との決着をみたのも記憶に残るところです。

**会** 計上は、ストックオプションでの新株予約権が付与されると、給与等の費用と新株予約権義務とを認識することになっており、その新株予約権は純資産の部に表示されることになっています。付与された新株予約権が結果的に失効し行使されなかったときには、新株予約権戻入益を

認識することになっています。

**た** だし、税法では、この会計処理を無視し、会社損金の認識は付与された側に給与所得等の課税がなされる時まで延期することとされています。

**と** ころで、ブルドックソース株主総会が米国投資ファンドのTOBに対抗しての差別的な新株予約権無償割当を決議したことについて、その適法性が最高裁まで争われ、適法との司法判断が下されました。そして、ブルドック株が買収ファンドに無償で割り当てた新株予約権を総額21億円余で買い取り、ただちに全部消却して全額損失処理をし、この損失は税法上も損金になるとの報道がなされました。

**自** 社の発行している株式を買い取って消却しても株式消却損失など発生しませんし、損金にもなりません。ところが、自社の発行する新株予約権を買い取って、これを消却すると損益計算書に載る新株予約権消却損失が発生し、損金にもなるというのです。

**証** 券取引法では株式も新株予約権も同じ有価証券として一括して規定しているのに、会計や税法では別な取扱いです。自己株式は資本のマイナス項目ですが、自己新株予約権は有価証券としての資産に該当します。

**税** 法では新株予約権は資本金等を構成するものになっておらず、会計でも表示こそ資本扱いですが、その実質は預り金的な債務との扱いになっています。

**似** て非なるものという扱いは。株式と新株予約権は。

とにかく忙しい12月。ボーナス支給、年末調整、それに伴う源泉徴収事務、歳暮・年賀の贈答準備、忘年会、年賀状の整理準備、年末年始休業中の対策等々、目白押しです。早目早目の準備が必要です。官公庁も28日が仕事納めで休みに入ります。多くの問題を抱えのまま今年も過ぎて行こうとしています。「行く年や猫うづくまる膝の上 漱石」  
7日大雪、22日冬至。



科学における  
すべての偉大な進歩は  
新しい大胆な想像力から出てきている。  
(アメリカの哲学者 ジョン・デューイ)

### 12月の税務メモ

#### (国 税)

- 11月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 20年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

10日

(翌年)

1月4日

本年最終支

の給与まで

地方条例による

#### (地方税)

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付(特例適用者は6か月分)
- 10月決算法人の確定申告
- 20年4月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。